

登録コード	J6010300	開講年度	2026			
授業科目	会社法			担当教員	寺前 慎太郎	
英文授業名	Company Law			副担当		
単位数	4	講義期間	前期	曜日・時限	火曜・5時限 水曜・1時限	対象学年
講義室	経法第4講義室		授業区分	講義	遠隔授業科目	(20カリ対象科目) 経:3年/法:3年 (23カリ対象科目) 法:3年
信大コンピテンシー	非該当					
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」			【授業の達成目標】		
	経法20加 経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。			会社法や金融商品取引法の分野で蓄積された知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。		
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律, 経法20加・総合法律 法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。					
				リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していくうえで必要な会社法や金融商品取引法に関する基礎的な法概念や理論、判例について説明することができるようになる。		
(2)授業で学べる「テーマ」	その他					
(3)全学横断特別教育プログラム	ローカル・イノベーター養成コース、ライフクリエイター養成コース					
(4)授業の概要	本講義では、わが国の会社法のうち、総則、設立、会社の経営機構、計算、組織再編、持分会社に関する法ルールを解説する。条文や判例の基礎的な内容を中心に説明することを予定しているが、適宜、新聞報道や実際の紛争事例などを説明に組み込み、受講生が会社法に関する具体的なイメージを持てるよう心掛ける。 なお、会社経営を規律する法律は、会社法だけに限られない。そのため、必要に応じて、商法(第1編)や金融商品取引法の内容にも言及する。会社の資金調達に関する会社法や金融商品取引法の法ルールは、「会社法」で取り上げる。					
(5)授業計画	第1回 講義をはじめるにあたって 第2回 会社法総論 第3回 総則(1):会社の商号 第4回 総則(2):使用人・代理人、商業登記 第5回 株式会社の経営機構(1):総論、株主の地位(株式の種類・単位も含む) 第6回 株式会社の経営機構(2):株主総会 第7回 株式会社の経営機構(3):株主総会 第8回 株式会社の経営機構(4):取締役・取締役会 第9回 株式会社の経営機構(5):監査役・監査役会、会計監査人、会計参与 第10回 株式会社の経営機構(6):指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社 第11回 株式会社の経営機構(7):役員等の義務と責任(総論、役員等の義務) 第12回 株式会社の経営機構(8):役員等の義務と責任(会社に対する責任) 第13回 株式会社の経営機構(9):役員等の義務と責任(株主代表訴訟、違法行為の差止め、第三者に対する責任) 第14回 計算(1):総論、計算書類等 第15回 計算(2):開示制度——金融商品取引法上の開示制度も含む 第16回 計算(3):資本制度、剰余金の配当 第17回 計算(4):自己株式、欠損の処理 第18回 計算(5):債権者保護のためのルール 第19回 企業買収・組織再編(1):総論、公開買付制度 第20回 企業買収・組織再編(2):公開買付制度、キャッシュアウト 第21回 企業買収・組織再編(3):キャッシュアウト、事業譲渡 第22回 企業買収・組織再編(4):組織再編(意義・効果) 第23回 企業買収・組織再編(6):組織再編(手続) 第24回 企業買収・組織再編(7):組織再編(反対株主の株式買取請求権) 第25回 企業買収・組織再編(8):組織再編(組織再編の差止め・無効) 第26回 企業買収・組織再編(9):組織再編(債権者保護のためのルール——会社分割の場合を中心に) 第27回 設立(1):総論、設立の手続 第28回 設立(2):設立中の法律関係、設立に関する責任、会社の不成立・設立無効の訴え 第29回 定款変更、解散・清算 第30回 持分会社 期末試験、授業評価アンケート					
(6)成績評価の方法	小テスト(30%)と期末試験(70%)によって評価する。小テストは、オンラインで2回(第10回終了後と第20回終了後の予定)に分けて実施する。試験形式などについては、開講後に指示する。					
(7)成績評価の基準	講義で説明した法ルールの基本的な理解を問う問題が解ければ、「水準にある」。それらの理解が十分であれば解ける程度の問題が解ければ、「やや上にある」。基本的な理解を少し応用することが求められる問題が解ければ、「かなり上にある」。さらなる応用が求められる問題が解ければ、「卓越している」。					
(8)事前事後学習の内容	開講後、教科書の該当ページなどを記したより詳細な講義計画も伝えるので、それを目安に教科書や参考書で予習することを推奨する。					

(9)履修上の注意	・受講者間の私語、講義中の入退出・食事（飲み物は可）は、原則として禁止する。 ・講義中、頻繁に条文を参照することになるので、毎回最新版の六法を持参すること。パソコンやタブレットなどで条文を参照しても構わないが、期末試験への持ち込みは、冊子体の六法しか認めない。 ・民法（特に財産法）や民事訴訟法などの隣接法分野を扱う科目をすでに履修しているか、同時に履修することが好ましい。
(10)質問,相談への対応	講義終了後の時間に受け付けるほか、メールや独自のアンケート・フォームで随時対応する。
【教科書】	伊藤靖史ほか『会社法〔第6版〕』（有斐閣、2025年）
【参考書】	開講後に指示する。